いちき串木野市産後ケア事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	いちき串木野市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	70-0 ： その他の事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	いちき串木野市産後ケア事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	70	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	96	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第35号) 別表第１　第22の項 いちき串木野市産後ケア事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法（昭和40年法律第141号）第1条	いちき串木野市産後ケア事業実施要綱 (平成29年３月27日告示第71号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（母性並びに乳児及び幼児）の(健康の保持及び増進を図る)ため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて（国民保健の向上）に寄与することを目的とする。	この要綱は、支援を必要とする(母子)に対して母親の(身体的回復と心理的な安定を促進する)とともに母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		いちき串木野市産後ケア事業実施要綱 (平成29年３月27日告示第71号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令98条 項号	いちき串木野市産後ケア事業実施要綱 (平成29年３月27日告示第71号)第９条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	産後ケア事業の利用を決定した場合の費用の徴収に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令98条 項2号	いちき串木野市産後ケア事業実施要綱 (平成29年３月27日告示第71号)第９条第2項及び別表
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令98条 項5号	いちき串木野市産後ケア事業実施要綱 (平成29年３月27日告示第71号)第９条第2項及び別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	産婦
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2025年12月25日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	

保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.